

平成20年度 杉並区事務事業評価表

評価対象事務事業名		景観まちづくり			20年度予算コード	5	整理番号	446	枝番号	
担当部課名	都市整備部まちづくり推進課		コード	220503		昨年度 整理番号	517, 518, 519			
係名	景観係		連絡先 電話番号	3363						
上位施策名		No	14		まちの景観づくり					
事務事業の概要	事業開始年度		○ 昭和 ● 平成 元 年度		<input checked="" type="checkbox"/> 実施計画事業 分野 2 政策番号 3 施策番号 14 事業コード 10					
	事業の種類		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 一部新規 <input checked="" type="checkbox"/> 臨時・単年度 <input type="checkbox"/> 内部管理		<input type="checkbox"/> 行革計画事業 <input type="checkbox"/> 協働計画事業					
	対象		<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他 区民、事業者、公共団体		根拠法令等 (1) 景観法 (2) 都市計画法 (3) 杉並区まちづくり基本方針					
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		1 区民等の景観に対する意識を高めるための普及啓発活動として、景観新聞の発行や景観週間イベントの開催を毎年実施する。 2 みどり豊かな美しい住宅都市を将来にわたり継承するために、20年度に景観条例を制定し、21年度に景観計画を策定する。		事業の目標 (対象をどのような状態にしたいのか) 区民等の景観に対する意識を高め、自主的に景観づくりに取り組む風土を醸成することで、魅力あるまちなみの創出を図る。					
	活動指標名(式)		(1) 景観新聞の発行部数 (2) 景観週間の参加者数		成果指標名(式) (代) = 適当な指標がない場合の代替指標 (1) 生活環境評価点(街なみの美しさや落ち着き) (2)					
指標	区分	単位	18年度 実績	19年度 計画	19年度 実績	20年度 計画	目標値 22年度	目標値に対する19年度の達成率%	/	
	活動指標(1)	部	8,000	15,000	8,000	15,000	15,000	53.3		
	活動指標(2)	人	1,454	2,000	1,413	2,000	2,000	70.7		
	成果指標(1)	評価点	2.21	2.00	2.11	2.00	2.00	105.5		
総事業費・コスト把握	事業費	千円	15,416	7,548	5,329	15,516	特記事項 (指標、事業費等の 変化の理由など)			
	(内) 投資的経費等	千円	7,140	0	0	240				
	(内) 委託費	千円	5,190	4,051	3,886	13,108				
	職員数(常勤 非常勤)	人	3.30	3.30	3.36	3.90	生活環境評価点(街なみの美しさや落ち着き)は、杉並区区民意向調査によるもので、高い評価を得ている。中間点は2.50で、1.00に近いほど評価が高い。			
	人件費	常勤職員分(超勤分含む)	千円	29,898	30,162	30,710				35,646
		非常勤職員分	千円	0	0	0				0
	総事業費 + +	千円	45,314	37,710	36,039	51,162				
	単位あたりコスト(-)÷	円	4,772	2,514	4,505	3,395				
	財源	受益者負担分	千円	0	120	120				136
		国・都等からの支出金	千円	5,415	1,500	0				0
特定財源計 +		千円	5,415	1,620	120	136				
差引: 一般財源 -		千円	39,899	36,090	35,919	51,026				
受益者負担比率 ÷	%	0.0	0.3	0.3	0.3					
19年度の主な取組み	内 容		規模	単位	事業費(千円)					
	旧角川邸改修基本設計等		1	件	2,961					
	第2回景観週間の開催		1,413	人	612					
	第13号『景観録』の発行		8,000	部	590					
	その他 ()				1,166					

平成20年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 446 枝番号

19年度予算執行状況 (節減努力・未達理由等)		活動指標(1)の 19年度達成率%	53.3	活動指標(2)の 19年度達成率%	70.7	19年度予算 執行率%	70.6
		「まち」デザイン賞については、実施を延期したため、未執行である。また、景観条例の運用経費についても、19年度内の条例制定ができなかったため、未執行である。中杉通り沿道周辺地区におけるシンポジウムは、昨年同様、工学院大学との協働で実施したため、経費を節減できた。					
前年度の改革案の取り組み状況 (20年度予算を削減または増額している場合、関連する新規事業がある場合にはその概要も明記)		20年度、歴史的に古い建物の保存で、旧角川邸改修の実施設計及び阿佐谷北五丁目住宅・公園の改修設計費が予算化されている。また、景観計画に盛り込む色彩基準を定めるための経費と、中杉通り沿道周辺地区における景観計画策定に向けた調査経費が予算化されている。景観条例と景観計画については、「景観条例検討委員会」及び「作業部会」において、継続して内容の検討を進めている。					
事業環境の変化	事業開始当初から 現在までの変化	杉並のまちに魅力を感じる指標の一つとして考えられる、区民の定住意向は、近年80%を超えており、隣接自治体の内、渋谷区に次いで高い。					
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	開発などで失われるみどりや取り壊される古い建物、伐採される貴重な樹木の保全、さらには派手な色彩の建物や高層マンションの出現など、失われていくまちなみや風景に対する要望がある。					
	今後の予測	景観法の制定後、東京都、世田谷区及び府中市は、法を活用した景観施策の取り組みを行い、今後、他の自治体も追従して独自の取り組みを行うことが予想される。こうした状況の中で、区民等の景観に対する意識も、今後徐々に高まっていくと思われる。					
事業のあり方点検	(1) 施策への貢献度は大きいか 貢献度 大(理由)	理由: まちの景観づくりは行政だけでなく、区民・事業者と共に取組んでいくものである。人々の生活に潤いを与え、魅力あるまちなみの形成を推進するためには、地域に即した景観施策の取り組みが不可欠である。					
	(2) 現在の事業費で成果を向上させることができるか できない(理由) 成果向上のための方策 手段・方法の変更(具体的内容)	理由または具体的内容: 景観条例の制定と景観計画の策定後は、届出や事前協議の実施さらには、歴史的に貴重な建物の保存・活用・運営などが控えているため、現在の事業費では難しい。 理由または具体的内容: 景観条例の制定と景観計画の策定、さらには歴史的に貴重な建物の保存・活用・運営等の新たな景観施策に取り組む。					
	(3) 受益者負担の見直し余地は ある(具体的内容)	理由または具体的内容: 寄贈を受け、歴史的に貴重な建物である旧角川邸については、改修後、詩歌室を設置し、俳句を嗜む団体等に有料で貸し出す予定である。					
	(4) コストを下げる余地はあるか ない(理由)	理由または具体的内容: 普及啓発のための景観新聞やポスターの作成は、区民・NPO等の協力により、手づくりで行っているため、印刷費の経費など必要最小限に抑えている。					
協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 一部実現している(^)	協働等の今後のあり方:		<input type="radio"/> 実施継続 <input checked="" type="radio"/> 推進 <input type="radio"/> 行政直轄			
	(2) 協働等の相手 NPO・ボランティア・市民活動団体(^)	協働等による成果と課題(実現していない場合は具体的理由と今後の方策) 景観週間イベントについては、区だけでなく、大学、地域の商店街及びNPOなどの協力を得ながら開催している。					
	(3) 協働等の形態 協働[事業協力](具体的内容)						

今後の事業のあり方 (中長期)	成果: <input checked="" type="radio"/> 増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 減	コスト: <input checked="" type="radio"/> 増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 減
	(1) 改革案の概要(いつまでに、どうかたちに) 事業のあり方点検欄を踏まえて記入 1 景観条例は、20年度に制定し、21年4月に施行する。 2 景観計画は、21年度に策定し、施行する。 3 旧角川邸は、建物は詩歌館、庭は公園とし、20年度に設計及び工事を行い、21年4月に開園する。 4 阿佐谷北五丁目住宅は、建物は保存活用し、庭は公園とし、20年度に設計、21年度に工事、22年春に開園する。	
21年度方針	(2) 改革案を実施するにあたっての阻害要因と克服方法 景観づくりは、区民、事業者及び区職員などの景観に対する意識の向上なくしては成しえない。自ら率先して景観づくりに取り組む風土を醸成するために、普及啓発活動を継続して実施する。また、景観条例・景観計画により、色彩等の届出による規制を行っていく。旧角川邸の管理運営を区民との協働で行う。	
	(1) 21年度予算見積の方向性	<input checked="" type="radio"/> 大幅増 <input type="radio"/> 増 <input type="radio"/> 増減なし <input type="radio"/> 減 <input type="radio"/> 大幅減 <input type="radio"/> 予算なし
	(2) 理由 景観条例と景観計画の運営経費、旧角川邸の維持管理経費、阿佐谷北五丁目住宅の工事費などが必要になる。	

平成20年度 杉並区事務事業評価表

評価対象事務事業名		屋外広告物許可・取締		20年度予算コード	1	整理番号	457	枝番号	
担当部課名	都市整備部 土木管理課		コード	220701		昨年度 整理番号	543		
係名	占用係		連絡先 電話番号	3402					
上位施策名		No	14		まちなみ景観づくり				
事務事業の概要	事業開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成		50 年度		<input type="checkbox"/> 実施計画事業 分野 2 政策番号 3 施策番号 14 事業コード			
	事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 一部新規 <input type="checkbox"/> 臨時・単年度 <input type="checkbox"/> 内部管理				<input type="checkbox"/> 行革計画事業 <input type="checkbox"/> 協働計画事業			
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他				根拠法令等 (1) 屋外広告物法 (2) 東京都屋外広告物条例 (3) 東京都屋外広告物条例			
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	区内全域の屋外広告物の許可事務及び屋外広告物の除去事務				事業の目標 (対象をどのような状態にしたいのか) 屋外広告物の適正な許可を行いまちなみの美観を維持し、公衆に対する危害を防止する。			
	活動指標名(式)	(1) 屋外広告物許可申請数 (2) 違反広告物の除却件数				成果指標名(式) (代) = 適当な指標がない場合の代替指標 (1) 屋外広告物許可申請件数前年度比率 (2) 屋外広告物の除却件数前年度比率			
指標	区分	単位	18年度 実績	19年度 計画	19年度 実績	20年度 計画	目標値 22年度	目標値に対する19年度の達成率%	
	活動指標(1)	件	293		346				
	活動指標(2)	件	22,431		29,313				
	成果指標(1)	%	103		118				
成果指標(2)	%	53		131					
総事業費・コスト把握	事業費	千円	680	717	614	717	特記事項 (指標、事業費等の 変化の理由など)		
	(内) 投資的経費等	千円							
	(内) 委託費	千円							
	職員数 (常勤 非常勤)	人	1.22	1.62	0.64	1.62			
	人件費	常勤職員分(超勤分含む)	千円	11,053	14,807	5,850	14,807		
		非常勤職員分	千円	0	0	0	0		
	総事業費 + +	千円	11,733	15,524	6,464	15,524			
	単位あたりコスト(-)÷	円	40,044		18,682				
	財源	受益者負担分	千円						
		国・都等からの支出金	千円						
特定財源計 +		千円	0	0	0	0			
差引: 一般財源 -		千円	11,733	15,524	6,464	15,524			
受益者負担比率 ÷	%	0.0	0.0	0.0	0.0				
19年度の主な取組み	内 容		規模	単位	事業費(千円)				
	違反広告物の除却		29,313	枚	0				
	違反広告物除却活動協力員支援(登録、物品配布等)		991	人	572				
	屋外広告物許可事務		346	件	42				
	その他 ()				0				

平成20年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 457 枝番号

19年度予算執行状況 (節減努力・未達理由等)		活動指標(1)の 19年度達成率%	#DIV/0!	活動指標(2)の 19年度達成率%	#DIV/0!	19年度予算 執行率%	85.6
		屋外広告物の許可申請事務は、申請に基づき行っているため目標は定めていない。 屋外広告物の除却件数も実績であり、目標値はない。					
前年度の改革案の取り組み状況 (20年度予算を削減または増額している場合、関連する新規事業がある場合にはその概要も明記)		平成16年度に開始後違反広告物除却活動協力員数は、1000名程度の規模となって継続している。除却総数も、18年度には制度開始以来初めて減少に転じたが、不動産広告関係の違反広告物が増加してきており、多少の増加向を見せてきている。					
事業環境の変化	事業開始当初から 現在までの変化	屋外広告物の許可申請件数は、ここ数年間ほぼ横ばい、暫増傾向にある。 違反広告物の除去については、取締の強化とボランティア活動の効果が現れている。					
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待 ・要望・苦情など)	違反広告物や、景観を損ねるような広告物の排除を求める要望が増加している。除却に関するボランティア活動も定着しつつあり、協力員の更新、新規加入により1000名程度の規模となっている。また、違反広告物を掲出する業者に対する罰則を強化するよう求められている。さらに、区からの個別業者に対する指導を、強力に進めるよう要望が寄せられている。					
	今後の予測	杉並区景観条例(景観計画)により事業内容が変わる可能性がある。違反広告物除却のボランティア活動は、学童擁護等の安心・安全のまちづくり活動と合わせて行うなど効率的なあり方を検討する必要がある。違反広告物全体としては、減少傾向を見せているが、昨年、不動産販売が増加したことに伴い、違反広告物が多少増加してきている。					
事業のあり方点検	(1) 施策への貢献度は大きいか 貢献度 大(理由)	理由: 屋外広告物は、まちの景観形成上重要な要素であるが、違反広告物は、まちの景観を損ね、通行の安全を阻害する大きな要因となる。					
	(2) 現在の事業費で成果を向上させることができるか できない(理由) 成果向上のための方策 手段・方法の変更(具体的内容)	理由または具体的内容: 広告物のデザイン・色彩・掲載内容は、景観の重要な構成要素であるが、屋外広告物条例では、そこまで踏み込んだ指導、許可は難しい。 理由または具体的内容: 法令の整備による規制強化。					
	(3) 受益者負担の見直し余地は ある(具体的内容)	理由または具体的内容: 屋外広告物許可申請手数料の改定により受益者負担を増やす。					
	(4) コストを下げる余地はあるか ある [民営化・外部委託化] (具体的内容)	理由または具体的内容: 違反広告物の除却について、民営化・外部委託化により、コスト削減の可能性が考えられる。					
協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 十分に実現している(^)	協働等の今後のあり方:		<input checked="" type="radio"/> 実施継続 <input type="radio"/> 推進 <input type="radio"/> 行政直轄			
	(2) 協働等の相手 NPO・ボランティア・市民活動団体(^)	協働等による成果と課題(実現していない場合は具体的理由と今後の方策) 平成16年度からの違反広告物除却活動協力員制度は、地域住民の自主的な活動として確実に成果を挙げている。協力員との一層の協働の推進に向け、貸与物品類の見直し等及び要綱の整備をはかる必要がある。					
	(3) 協働等の形態 協働[事業協力] (具体的内容)						

今後の事業のあり方 (中長期)	成果: <input type="radio"/> 増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 減	コスト: <input type="radio"/> 増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 減
	(1) 改革案の概要(いつまでに、どうするか) 事業のあり方点検欄を踏まえて記入 屋外広告物は、まちの景観を形成する重要な要素である。杉並区の景観計画、景観条例の制定に向けた状況を把握し、条例制定に際しては広告主の意識を高めるとともに、今後も住民との協働で良好な景観づくりを進めていく。また、置き看板などの路上違反広告物の除却に向けた検討を継続する。 また、杉並区が景観団体となり、独自の屋外広告物に関する条例ができるようになるか否か、状況を把握するように努める。	
21年度方針	(2) 改革案を実施するにあたっての阻害要因と克服方法 景観形成に好ましくない広告物は、さまざまな形態があり、その一律の排除は、困難である。排除すべき広告内容・色彩の基準を景観条例(計画)等で示していく必要がある。実際の違反広告物の除却に際しては、簡易除却等の後の保管場所の確保、除却物の返還方法、その他関係機関(警察署)との協力方法等を検討し、場所の確保や手続きの明確化等を行わなければならない。	
	(1) 21年度予算見積の方向性 <input type="radio"/> 大幅増 <input type="radio"/> 増 <input checked="" type="radio"/> 増減なし <input type="radio"/> 減 <input type="radio"/> 大幅減 <input type="radio"/> 予算なし	(2) 理由 最小限の経費で事業執行しているが、協力員数の増加は当初計画した人数にほぼ達した。増加傾向が続くならば、違反広告物除却活動の支援のための経費を増加させる必要がある。